第二千三百十号

平成二十五年

曜 木

三月二十八日

 \Box 専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程.

告

示

山梨県告示第百十三号

次のとおり指定代理納付者を指定する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により

平成二十五年三月二十八日

指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

山梨県知事

横

内

正

明

ヤフー 株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番

`.....IIIII

山梨県農産物奨励品種の指定の一部改正......

山梨県地域保健医療計画の変更

告

示

目

次

県営土地改良事業計画の決定......二三四

指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入 (インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

Ξ 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

Master Card

VISA A

J C B

A m e r i c a n Ε x p r e s s

ダイナース

兀 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

山梨県告示第百十四号

|号) 第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のと 山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十

おり公表する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横

内

正

明

変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更

変更内容

梨 県 公 報 第二千三百十号 平成二十五年三月二十八日

Щ

そ

の

他

規則 職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する......二三八職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の

 指定試験機関の名称変更......二三七 河川区域の指定の一部改正......二三六

教育委員会

次のとおりとする

て縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置い

山梨県告示第百十五号

次の病院を救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成二十五年三月二十八日

救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立中央病院 名 称 甲府市富士見一丁目一番 所 在 一号 地

認定期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第百十六号

の縦覧に供する。 療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十三項の規定により告示する。 この計画は、山梨県福祉保健部医務課、 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の六の規定により山梨県地域保健医 各保健所及び各地域県民センターにおいて一般

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

計画の基本的事項

1

計画策定の趣旨

提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の確保が求められている。 業に精神疾患及び在宅医療を加え、 期医療及び小児医療 (小児救急医療を含む。)の各事業の、 筋梗塞及び糖尿病の各疾病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産 化、複雑化等に伴う患者の疾病構造の変化に対応するため、がん、脳卒中、急性心 社会保障・税一体改革大綱などの方針に基づき、急速な高齢化や社会構造の多様 医師をはじめとした医療従事者の確保対策、 五疾病・五事業及び在宅医療を中心とした医療 東日本大震災の教訓に基づく いわゆる四疾病・五事

災害医療体制の確保対策等についても重要課題として位置付けられている

健医療計画」を策定した。 されるよう、本県の実情に即して現行計画の見直しを行い、新たな「山梨県地域保 ら回復期、維持期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供 このような方針を受け、今後とも、医療機能の分化及び連携に基づく、急性期か

2 基本理念

な体制整備に取り組む。 づくりを目指し、県民自らの自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的 県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会

3 計画の位置づけ

この計画は、医療法に定める医療計画である

本県の保健医療分野を統括する計画である。

った計画である。 21) 等の中で医療の確保に関連する内容及び医療と密接に関連する施策と調和を図 介護保険事業支援計画 (健康長寿やまなしプラン)、健康増進計画 (健やか山梨

4 計画の期間

平成二十五年度を初年度とし、平成二十九年度を目標年度とする五箇年計画であ

二 計画の概要

る

1

医療圏

1一次医療圏 原則として市町村を単位とする区域とする。

(2) 二次医療圏 次のとおりとする。

医療圏東部	峡南医療圏	峡東医療圏	中北医療圏	医療圏名
野村,山中湖村,鳴沢村,富士河口湖町,小菅村,丹波山村富士吉田市,都留市,大月市,上野原市,道志村,西桂町,忍	市川三郷町(早川町)身延町(南部町)富士川町	山梨市 笛吹市 甲州市	和町甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭	構成市町村

③三次医療圏 山梨県全域とする。

2 基準病床数

	(j j
五〇				結核病 床
二八		県全域	三次医療圏	感染症病床
二、四六八	二、三四五			精神病床
八、四四九	六、一四四	土	全	
一、一四三	七七四	富士・東部医療圏		
五五五五	三六	峡南医療圏	二 汉 图 图	般病床
二、〇六九	一、四六八	峡東医療圏	欠医療	療 養 病 床
四、六八二	三、五七六	中北医療圏		
既存病床数	基準病床数	分	X	病床種別

既存病床数については、平成二十五年一月三十一日現在

医師、歯科医師、薬剤師、

3

人材の確保と資質の向上

- 看護職員等の医療従事者の確保に引き続き努める。
- 4 地域医療提供体制の整備
- ①県民に対する医療情報の提供、インフォームドコンセントの推進、セカンドオピ ニオンの普及促進等、 住民及び患者の立場に立った医療提供体制を整備する。
- ②二次医療機関の確保、三次医療機能の充実、病期等に着目した機能分担と連携の 推進を図る。
- 5 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制
- ①がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の予防対策を推進するととも に、これらの疾病に係る医療連携体制を整備する。
- ②救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療 (小児 救急医療を含む。) の充実を図る。
- ③住み慣れた生活の場において医療が受けられるよう、在宅医療について地域の実 情にあった体制を整備する。

- 6 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
- 健康づくり、高齢者保健福祉、 障害者保健福祉などの充実を図る。
- 7 に、関係機関等との連携を強化し計画を推進する。また、山梨県医療審議会等にお 計画の内容を、県民をはじめ市町村、保健・医療・福祉関係者に周知するととも 計画の推進方策と進行管理

山梨県告示第百十七号

必要があると認めるときは計画を見直す。

いて、毎年度、本計画に盛り込まれた目標の達成状況について分析及び評価を行い、

一及び附則第二項の規定により、 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例 (平成二十三年山梨県条例第三号) 別表第 次のとおり駐車料金及び許可を要しない日を定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

平成二十五年度

二 前項に規定する日時以外 無	同月二十五日午後五時まで同月二十六日午後五時から同月二十六日午後五時から同月二十六日午後五時から同月二十二日午後五時から	分分
料料	台 回につき 、〇〇〇円	駐車料金
可を要しない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	.3	備考

山梨県告示第百十八号

うに改正する。 山梨県農作物奨励品種の指定 (昭和四十一年山梨県告示第二十九号) の一部を次のよ

平成二十五年三月二十八日

Щ

同 同 の表中 同 同 同 と 吟 の さ こち ひとご 同 穂 重 型 生 型 偏 穂 重 中 生 こち ひとご 帯に適する。 平坦地帯に適する。 中間地帯及び一部高冷地 穂重型 中生偏 山梨県知事 帯に適する。 中間地帯及び一部高冷地 横 に改める。 内 正 を 明

山梨県告示第百十九号

を縦覧に供する。 土地改良事業(小笠原地区農地環境整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、県営

న్ఠ なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

_ 縦覧期間

平成二十五年三月二十九日から同年四月二十五日まで

 \equiv 縦覧場所

北杜市役所

異議申立期間

兀

平成二十五年四月二十六日から同年五月十日まで

山梨県告示第百二十号

九日をもって完了した。 県営土地改良事業 (三ツ沢地区ため池等整備事業)の工事は、平成二十五年一月二十

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県告示第百二十一号

七日をもって完了した。 県営土地改良事業 (茅ヶ岳地区かんがい排水事業)の工事は、平成二十四年三月二十

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県告示第百二十二号

十七日をもって完了した。 県営土地改良事業 (四ヶ村堰地区かんがい排水事業)の工事は、平成二十四年三月二

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県告示第百二十三号

日をもって完了した。 県営土地改良事業 (帯那地区ため池等整備事業)の工事は、平成二十四年二月二十九

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横 内 正

明

山梨県告示第百二十四号

県営土地改良事業 (韮崎双葉地区畑地帯総合整備事業) の工事は、平成二十四年三月

一十七日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県告示第百二十五号

県営土地改良事業(白根地区畑地帯総合整備事業)の工事は、 平成二十四年三月十九

日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県告示第百二十六号

十五日をもって完了した。 県営土地改良事業 (白根中央地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成二十五年三月

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

知事 横 内 正

明

山梨県告示第百二十七号

七日をもって完了した。 県営土地改良事業 (明野地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成二十四年三月二十

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第百二十八号

5。
所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供す路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の 県道 種類 線 穴山停車場 路 線 名 韮崎市穴山町字夏目四二四四番 の二地先まで 韮崎市穴山町字宿尻四三一七番 の四地先から X 間 (メートル) 延 二六四・〇|平成二十五 長 期日 八日 年三月二十 供用開始の

山梨県告示第百二十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

| 対抗には「1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では 1000円では、1000円で

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

一 道路の種類 県道

路線名甲府山梨線

三 道路の区域

一 九 二 五		新	
一 九 二 五	- O · 六~ 三八·二	IΒ	山梨市市川字庭藏一二六三番の一地先まで山梨市堀内字薬師前一一〇番の一地先から
(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区

山梨県告示第百三十号

所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供す路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十五年三月二十八日

道路の種類 県道

山梨県知事

横

内

正

明

一路線 名 穴山停車場線

三 道路の区域

Щ

梨県

公

報

Щ

新

六 <u>-</u> 了

二六四・〇

一六・〇

で

山梨県告示第百三十一号

所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類 県道

路 線 名 塩平窪平線

Ξ 道路の区域

地先まで出版は原列を	山梨市牧丘叮比京字箒ス保四一二、1番の一一地先から 一地先から 山梨市牧丘町北原字箒久保四一三〇番の内	ı
新	☆保四一三○番の内 旧	ا ص
一四・七~五		の別 (メートル)
五 七〇・〇	to:0	ル) (メートル)

山梨県告示第百三十二号

の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

道路の種類 県道

路 線 名 敷島竜王線

Ξ

道路の区域

 O	- 三・七~	新	
 O	九・六 一五・ 四	IΒ	甲斐市亀沢字大下三八八三番の一地先まで甲斐市亀沢字大下官有無番地先から
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第百三十三号

規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内

正

明

国道	種道類の
139号	路線名
富士吉田市下吉田字中丸尾三五一七番の一地先まで富士吉田市上吉田字桂橋三四六四番の二地先から	区

山梨県告示第百三十四号

を次のように改正する。 一級河川須玉川に係る河川区域の指定 (昭和四十九年山梨県告示第百十五号)の一部

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事

第二号図に係る区域を次のように変更する。

山梨県告示第百三十五号

十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四

事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

- 河川の名称 富士川水系 須玉川
- _ 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十五三月二十八日
- \equiv 廃川敷地等の位置 北杜市須玉町小倉字中川原三九六二番二

兀 廃川敷地等の種類及び数量 四千三百九・五五平方メートル

山梨県告示第百三十六号

ıΣ 次のとおり告示する。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条の五第二項の規定によ 指定試験機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により、

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

指定試験機関の名称

変更前 財団法人不動産適正取引推進機構

変更後 一般財団法人不動産適正取引推進機構

変更しようとする年月日

平成二十五年四月一日

 \equiv

変更の理由

般財団法人に移行するため

山梨県告示第百三十七号

百一号) の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。 宅地建物取引主任者証交付者の受講すべき講習の指定(昭和五十六年山梨県告示第二

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

協会」に改める。 一中「社団法人山梨県宅地建物取引業協会」を「公益社団法人山梨県宅地建物取引業

公 告

• 換地処分の実施

土地改良法 (昭和) |十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

> 県営畑地帯総合整備事業 (日川右岸地区小佐手工区)の換地処分を平成二十五年三月二 十二日実施した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

基本測量の実施

年三月十三日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十五

平成二十五年三月二十八日

基本測量 (機動観測) 山梨県知事

横

内

正

明

作業種類

作業期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

Ξ

開発行為に関する工事の完了について

•

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町押越字曲渕東九二一番一及び九二一番二の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田 克己

都市計画の変更図書の縦覧

書を次の場所において縦覧に供する。 で、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図 十条第一項の規定により市川三郷町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

都市計画の種類

市川三郷都市計画下水道 (市川三郷町公共下水道)

梨 県 公 報 第二千三百十号 平成二十五年三月二十八日

Щ

縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定め 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

平成二十五年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 高 野 孫左ヱ門

職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の

設置に関する規則の一部改正) (山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員 ように改正する。 の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の

第二条第一項第三号中「、企画推進監」を削る。

別表第一県教育委員会事務局の項中「、 企画推進監」を削る

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第二条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次

のように改正する。

第十条中「及び大学院」を削る。

第十五条中「地域学園」を削る。

第二十二条第二項中「、 企画推進監」を削る。

この規則は、

平成二十五年四月一日から施行する。

附

そ の 他

専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。 平成二十五年三月二十八日

専門学校山梨県立農業大学校管理者

啓

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程 山梨県農政部長 加 藤

程第一号)の一部を次のように改正する。 専門学校山梨県立農業大学校学則 (平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規

別表 (第九条関係) 別表を次のように改める。

養成科

			+v.L.									4			/±-					
į			教 養											技						
												共	通	専	門					
7			英 語	体 育	化学	化学	生 物	数 学	数 学	社会学	文章表現	植物生理	病害虫	土壌肥料	土壌肥	生物工学実験	環境保	農業機械	農業機械実習	施設園芸
											現	理		料	土壌肥料実験	学実験	環境保全型農業	械	械実習	芸
			講義	実習	講義	講義	講義	演習	講義	講義	講義	講義	講義	講義	実験	実験	講義	講義	実習	講義
	年 第 一 学		— 五	Ξ	Ξ		_ 五	Ξ		_ 五			- 五	- 五	Ξ	Ξ	_ 五	_ 五	九〇	
1	年第二学		— 五	Ξ		Ξ			— 五	— 五	— 五	— 五	- 五							— 五
ት : !	科	単 位 数		_	=	=	_	_	_	=	_	_	=	_	_	_	_	_	Ξ	_
ļ	ス 攻 野コー 専	単 位 数		_	=	_	_	_	_	_	_	_	=	_	_	_	_	_	Ξ	_
:	ス 攻 花 コー 専	単位数	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_

梨 県 公 報 第二千三百十号

附

則

Щ 平成二十五年三月二十八日

合計	究 卒 業 研	際 ス ビ ア の ジ ネ リ	理 経 営 管				
пІ	研	実ネリ	管	き花	菜野	樹 果	
	卒業論文	先進農業派遣研修 先進農業研修 アグリビジネス論	産地育成 情報処理論 農業マーケティング 農業経営	専門実習	専門実習野菜栽培	専門実習	共 東 国 関 大 通 実 選 ま 選 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
	演習	実実実講習習習義	講演講講講講義習習義義義義	実講習義	実講習義	実講習義	実 実 講 講 講 講 講 講 講 講 講 講 講 講 講 講 義 義 義 義
		六 — 〇 五	三三 一一	三回〇	三回〇	三四〇	三 九 〇 五五
	1140	≣ = −	- 三 三 - 五 〇 〇 五	八三〇	八三	八三〇	三一一一
単九位十七	九		-==			_ 四四	=
単九位十七	九		-==		_ 四四		=
単九位十七	九	==	-==	_ 四 四			<u>=</u>

(施行期日)

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の専門学校山梨県立農業大学校学則別表の規定は、この規程 (経過措置) の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前から引き続いて在学する者について

山梨県議会訓令甲第二号

は、なお従前の例による。

山梨県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

浅 Ш

Ξ

山梨県議会議長

平成二十五年三月二十八日

山梨県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令 力

を次のように改正する。 山梨県政務活動費の交付に関する規程 (平成十三年山梨県議会訓令甲第一号)の一部

無八마機恜田「山梨県政務調査費の交付に関する条例」や「山梨県政務活動費の交付

第六号様式中「温皿」を「潞溿」に改める。

に関する ※ 倒」 に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者	山梨
山梨県	県公報
	第二千三百十号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成二十五年三月二十八日
印刷所	二十八日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	